

第 37 号議案

ふじみ野市印鑑条例の一部を改正する条例

ふじみ野市印鑑条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 130 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条を削り、第 16 条を第 15 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（印鑑登録証明書の交付）

第 16 条 印鑑登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を提示して市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による印鑑登録証の提示があったときは、当該申請が本人の意思に基づくものであるとみなす。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請者に対して印鑑登録証明書を交付する。

4 前 3 項の規定によるほか、印鑑登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

個人番号カードを使用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を実施するため、ふじみ野市印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。